

○東京藝術大学研究倫理審査に関する申合せ

(平成 30 年 7 月 26 日 研究推進室申合せ)

改正 令和 6 年 11 月 19 日

令和 7 年 1 月 10 日

(目 的)

第 1 条 この申合せは、東京藝術大学（以下「本学」という。）の研究に従事する全ての職員等（教員・事務職員・研究員・学生等、常勤・非常勤の別を問わない）の行う研究活動が、人間の尊厳及び人権を守るとともに、倫理的・社会的規範に適正かつ円滑に実施されるための審査について必要な措置を確認する。

(審査の対象)

第 2 条 この申合せは、前条に定める研究従事者（以下「職員等」という。）が、本学において行う、次の号に該当する、人を対象とする調査、実験、分析をとみなう研究を対象とする。

- (1) 個人の行動、環境、心身等に関する情報およびデータ等を収集し利用する研究
- (2) 収集された個人データ等を取得し利用する実験研究、および統計処理などを行う分析研究

なお、職員等による芸術作品の創作過程や作品そのものにおいて個人を特定しうる情報が必須であり、表現の自由に基づきそれが芸術表現として認められ、かつ倫理的・社会的規範に照らして創作の対象になった者や創作に関わる対象者に不利益を与えることがないよう人間の尊厳および人権を守る配慮が十分にされている場合は、それを審査対象とはしない。

(研究倫理審査会)

第 3 条 研究推進室に研究倫理審査会を置く。

2 研究倫理審査会は次の各号により構成する。

- (1) 研究推進室の室長及び室員
- (2) 研究倫理専門委員 本学教職員のうち医学系の知見を有する者 1 名

3 前項第 2 号の研究倫理専門委員は室長が指名する。

4 研究倫理審査会は、学長の責任のもと、職員等が行う人を対象とする研究計画に対して、第 5 条に定める倫理的・社会的規範に照らし、問題点や不都合が生じないよう適切な措置が講じられているかについて審査を行う。

(研究倫理審査の申請)

第 4 条 人を対象とする研究を実施しようとする者(以下、「研究実施者」という)は、「研究倫理審査」に関するチェックシート（別紙様式第 1 号）による確認を経て、「倫理審査申請書」（別紙様式第 2 号）に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、研究推進室に審査を申請する。ただし、当該研究実施者が常勤教員ではなく、学生（学部学生、大学院生）、非常勤講師、研究員・研修員（客員研究員、専門研究員、PD、研修員 等）等の場合は、

指導教員・受入教員である常勤教員を研究責任者としなければならない。

- 2 研究責任者及び研究実施者は、研究倫理審査を申請前に研究倫理にかかる研修を受けていなければならない。

(審 査)

第5条 研究倫理審査会において室長及び室員並びに研究倫理専門委員は、前条の申請に対して、特に次の各号に掲げる観点に留意して、研究計画の倫理的、社会的妥当性につき、審査を行う。

- (1) 研究対象者の人間の尊厳および人権に対する配慮及び擁護の方法の明示
- (2) 事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意（インフォームド・コンセント）を受ける方法の明示
- (3) 研究によって研究対象者に生ずる不利益及の可能性及び危険性の明示
- (4) 研究データの適切な使用及び保管方法の明示

- 2 室長は申請を受けた後、速やかに研究倫理審査会を開催しなければならない。

- 3 室長が必要と認めたときは、当該倫理的、社会的見地に照らし、室員及び研究倫理専門委員以外の、専門的知見を有する室員以外の第三者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

- 4 研究倫理審査会は、審査の結果を「審査結果通知書」（別紙様式第3号）により、速やかに申請者へ通知する。

- 5 多機関共同研究に係る研究計画については、共同研究機関と事前に調整を行った上で、他の研究機関に設置された研究倫理審査委員会による一括した審査を求めることができる。

- 6 医学系の『人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針』に則るべき、人に関する研究計画については、他の研究機関の倫理審査委員会で審査を行うものとする。

(審査結果の遵守)

第6条 研究責任者及び研究実施者は研究倫理審査会から審査結果が通知されたときは、当該審査結果に従い、研究を実施または中止しなければならない。

(研究実施許可)

第7条 第5条第5項又は第6項での審査により承認された研究計画については、本学の研究倫理委員会での審査は行わない。ただし、当該研究計画の本学における研究責任者は、本学学長に「研究実施許可申請書」（別紙様式第4号）より当該研究計画の実施許可を申請する必要がある。

(基準の変更)

第8条 この申合せの変更または廃止は、研究推進室の議を経た上で行う。

附 則

この申合せは平成30年7月26日から適用する。

附 則

この申合せは令和 6 年 11 月 19 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

「研究倫理審査」に関するチェックシート

年 月 日

研究者氏名	
所 属	
研究課題名	

本シートにより、研究倫理審査が必要となるか否かを、自己判断していただくことができます。

☐ 下記項目 1~16 に該当する研究は行いません。（以下チェック及び本シートの提出は不要です。）

<危険性>

1. 精神的・身体的の別に関わらず、あなた自身に、何らかの危険または不利益が生じると予想されるものですか？	☐ はい ☐ いいえ
2. 研究対象者に対し、何らかの不快感や困惑、または精神・心理的な負荷や危害を及ぼす可能性があるものですか？	☐ はい ☐ いいえ
3. 運動・訓練の実施や、食事・睡眠・その他行為の制限、物理的刺激の供与等を行なうことにより、研究対象者に日常生活で起こりうる範囲を超える身体的な痛みを与える、または我慢や不便を強いるものですか？	☐ はい ☐ いいえ
4. 研究対象となる個人や集団が差別を受けたり、その経済状況や、雇用・職業上の関係、あるいは私的な関係に損害を与えたりするおそれのある情報の収集など、研究対象者に潜在的に不利益となるようなものですか？	☐ はい ☐ いいえ
5. 精神的・身体的の別に関わらず、授業において、日常生活の範囲を超える危険や苦痛、不利益を与える可能性のある実験や調査等に学生を参加させるものですか？	☐ はい ☐ いいえ

<インフォームド・コンセント>

6. 研究対象者本人からインフォームド・コンセントを得ることが困難なものですか？	☐ はい ☐ いいえ
7. 未成年者（18歳未満）を対象とするものですか？	☐ はい ☐ いいえ
8. 障害（知的・精神・身体・その他）のある人を対象とするものですか？	☐ はい ☐ いいえ
9. 病院や看護施設、福祉施設等に入所している人、介護状態にある人など、他人の支援を受けながら生活する人を対象とするものですか？	☐ はい ☐ いいえ
10. 当該研究で使用するについての明確な同意なしに収集された情報を利用するものですか？ ただし、法律に基づいて実施された調査のデータや、既に連結不可能で匿名化された情報を利用する場合は除きます。	☐ はい ☐ いいえ

<プライバシー問題>

11. 個人の本質に関わる情報を収集するもので、かつ個人が特定されるものですか？	☐ はい ☐ いいえ
--	--

<虚偽の研究方法>

12. 虚偽・欺瞞のある研究方法を採用するなど、一時的であれ研究対象者をだますものですか？	☐ はい ☐ いいえ
---	--

<利益相反>

13. 研究対象者との間に利益相反がありますか。例えば、あなたは研究対象者の教師・同僚・雇用主、または親族等ですか。研究対象者との間に何らかの力関係や血縁関係はありますか。	☐ はい ☐ いいえ
14. 研究対象者以外の関係者（研究対象者の家族・遺族、研究成果の読者、関連団体等）との間に明らかに事前に予測される利益相反はありますか？	☐ はい ☐ いいえ

<報酬>

15. 謝金または他の金銭的誘因（交通費や時間の合理的な費用弁償を除く）を研究対象者等に支払うものですか？	☐ はい ☐ いいえ
---	--

<手続き>

16. 外部機関より、研究倫理審査委員会等の承認を受けることを要請されているものですか？ ・ 研究資金提供先（科学研究費等の公的研究費、民間団体 他） ・ 発表予定の学術雑誌・ジャーナルなどの投稿規程	☐ はい ☐ いいえ
--	--

質問は以上です。

⇒ 一つでも「はい」と答えた場合、当該研究は研究倫理審査対象となることが考えられます。研究開始前に、本シート及び「研究倫理審査申請書」を社会連携課へ提出してください。

医学系の『人を対象とする医学系研究に関する倫理指針』に則るべき、人に関する研究に該当する場合は、社会連携課に申し出てください。

受付番号

研究倫理審査申請書

年 月 日

研究推進室室長 殿

研究責任者

所 属 _____
職 名 _____
氏 名 _____ 印

研究実施者^(※1)

所 属 _____
学年又は職名又は身分 _____
氏 名 _____ 印

東京藝術大学研究倫理審査に関する申合せに基づき、下記のとおり申請します。

記

☐新規 ☐継続 ☐修正して再申請

1. 課題名
2. 共同研究者
3. 研究対象者
4. 研究の意義・目的
5. 研究内容等の概要（医学系研究の場合はその旨も記入してください）

(※1) 主として研究する者が常勤教員以外の者(学生、非常勤講師、研究員・研修員等)の場合、研究責任者は常勤教員とし、主として研究する者を研究実施者として申請してください。

受付番号

研究倫理審査結果通知書

年 月 日

申請者
殿

研究推進室室長
印

課題名 _____

さきに申請のあった上記課題に係る実施計画について、下記のとおり判定したことを通知します。

記

審査日	年 月 日
判定	非該当 承認 条件付承認 変更の勧告 不承認
理由 又は 勧告	

(別紙様式第 4 号)

受付番号 _____
年 月 日

研究実施許可申請書

東京藝術大学 学長 殿

研究責任者

所 属

職 名

氏 名

下記の研究計画について、東京藝術大学研究倫理審査に関する申合せ第 7 条第 3 項に基づき申請します。

記

1 課題名	(承認番号等)
2 研究予定期間	研究実施許可日 ～ 年 月 日
3 中央一括審査 を行った機関の 研究代表者	[機関名・所属] [氏名]
4 本学の研究責任 者	[所属・職名] [氏名]
5 中央一括審査を 行った機関が設置 された倫理審査委 員会等について	・倫理審査委員会設置機関 [名称] [所在地] ・添付資料 ☐ 審査結果 ☐ 研究計画書等、審査に付した資料一式 ☐ その他 () (添付しない場合の理由等)

6 研究の概要	
7 その他留意点	

※ 記入欄が不足する場合には、適宜ページを増やしてください。